

2. 管内牛飼養農場に対する飼養衛生管理基準指導の取り組み

豊後大野家畜保健衛生所

○ 久々宮仁三 廣瀬啓二 安達聡 大竹孝一 佐藤文明

【はじめに】

管内は県全体の42%を占める肉用牛農場を主体として牛飼養農場が多く、その57%の農場は日常的な家保業務で定期的な立入りを行っていない。そのため、関係機関と協力し、牛飼養農場全617戸の飼養衛生管理基準(以下「管理基準」という)遵守状況の確認、及び指導のための立ち入りを実施した。その概要と結果ならびに今後の対策について検討したので報告する。

【取り組み内容】

平成26年1月15日から2月20日の間に立ち入りを実施した。実働日数は20日間、動員人員は防疫員(家保)が延べ45名、随行員(市・JA・振興局)が延べ100名であった。家畜防疫員が各農場の管理基準の遵守状況を現地確認及び農家の聞き取り等にて調査した。未実施の項目については改善方法等の指導を行った。また同時に近隣諸国の口蹄疫の発生状況等について資料を用いて説明を行った。

【遵守状況の確認結果】

管理基準の遵守状況を確認した結果、家保への連絡体制の確保など遵守率の高い項目もあったが、全体的に遵守率の低い項目が多く見られ、全戸で何らかの項目の改善指導が必要な状況であった。

【結果の分析】

低遵守率の項目を分析すると、①立入時の記帳等の実施や帳簿の保管など農家の管理基準の認識不足によるもの②導入畜の隔離など既存の牛舎・施設の改善を要するもの③車両消毒の実施など継続に手間や経費がかかるものに分けられた。

【今後の対策】

これら低遵守率の項目に対する有効な対策としては、①には巡回・各種会議時等のあらゆる機会を通じての農家への情報提供と指導の徹底、とりわけ衛生管理に関する基礎的な情報提供と指導が重要である。②及び③には関係機関(市・JA・NOSAI・獣医師会等)と連携して農家個々の状況に応じた改善案の検討と継続実施への機運・体制づくりの構築が必要である。

また、肉用牛繁殖農場は簡易な牛舎で洗浄・消毒薬作成のための十分な水及び洗い場を確保できない場合が少なくない。それらの農場についてはまず牛舎周辺に水道及び洗い場の設置を、当面それが困難な場合は踏み込み消毒などに消石灰の活用を指導する。このように肉用牛繁殖農場の飼養環境・方法の特異性、農家個々の年齢・飼養規模等を考慮し、管理基準に重み付けし優先順位を付けての指導が必要である。

今後とも関係機関と連携をとり、これらのより現場で実践可能な方法を検討しながら牛飼養農場に対する管理基準指導の取り組みを継続していきたい。